

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における
実施案及び事業実施主体の募集について（案）

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱について、本機関会員に対する意見聴取結果及び第84回広域系統整備委員会における議論結果を踏まえ、別紙1のとおり公募要綱を決定し、下記のとおり実施案及び事業実施主体の募集を行うこととしたい。

また、本公募要綱案に対する意見聴取への回答について、別紙2のとおり公表することとしたい。

記

1. 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱
別紙1のとおり
2. 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱案への意見聴取結果（回答）
別紙2のとおり
3. 実施案及び事業実施主体の募集期間
 - ・応募意思表明書の提出期限：2024年12月23日（月）17時まで
 - ・実施案の提出期限：2025年12月26日（金）17時まで

【添付資料】

別紙1：北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）

別紙2：北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱案への意見及び回答（案）

以上

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る
広域系統整備計画

実施案及び事業実施主体の募集に係る
公募要綱（案）

2024年●月●日

電力広域的運営推進機関

目次

I.	実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	1
II.	公募の目的	2
III.	スケジュール	3
IV.	応募意思の確認	3
1.	応募資格者	3
2.	応募意思の確認	3
(1)	提出書類	3
(2)	提出先	4
(3)	提出期限	4
(4)	提出形式	4
V.	応募資格の審査	4
VI.	実施案の提出	4
1.	実施案の検討に係る体制の構築	4
2.	本機関への定期報告及び協議等	5
(1)	本機関への定期報告等	5
(2)	本機関との協議	5
(3)	応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	5
3.	実施案の提出	6
(1)	実施案の記載事項	6
(2)	提出先	6
(3)	提出期限	6
(4)	提出形式	6
(5)	実施案の修正協議	6
(6)	実施案の内容修正の禁止	6
(7)	留意事項	6
4.	実施案の提出を辞退する場合の取扱い	7
VII.	実施案の記載事項	7
1.	実施案の基本方針	7
2.	実施案の記載事項	7
(1)	対策工事の概要	7
(2)	各対策工事件名の概要	8
(3)	対策工事の選定理由	8
(4)	経済性	9
(5)	電力システムの安定性	10
(6)	対策の効果	10
(7)	事業実現性	10
(8)	事業継続性	10
(9)	他者設備への影響	10

(10)	将来拡張性	10
(11)	工事費低減の方策	11
(12)	その他実施案の評価に資する事項	11
VIII.	事業実施主体としての意思確認	11
IX.	実施案及び事業実施主体の評価方法等	11
1.	実施案の要件との適合性	11
2.	実施案及び事業実施主体の評価方法	12
(1)	本公募要綱等への適合性	12
(2)	経済性	12
(3)	系統の安定性	12
(4)	対策の効果	12
(5)	事業実現性	12
(6)	事業継続性	12
(7)	その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項	12
3.	他者設備への影響の確認	12
X.	応募に必要な情報の提供	13
XI.	他者設備の工事の実施及び維持・運用	13
XII.	広域系統整備計画の変更	13
XIII.	情報の取扱い	14
XIV.	本公募要綱に記載のない事項について	14
XV.	その他	14
XVI.	問合せ先	14

添付書類

別紙 実施案の要件

- 様式1 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書
- 様式2 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する有資格事業者からの脱退申出書
- 様式3 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出に係る辞退申出書
- 様式4 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する事業実施主体としての意思確認に係る回答書
- 様式5 秘密保持誓約書（有資格事業者用）
- 様式6 情報取扱者名簿及び情報管理体制図
- 様式7 広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書
- 様式8 秘密保持誓約書（第二次情報受領者用）

I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯

本機関は、これまでの広域連系系統のあるべき姿の実現に向けた取組の方向性を踏まえつつ、2017年3月に策定した広域系統長期方針を大幅に見直すこととし、広域連系系統に係る将来動向等の見通しや、将来の広域系統整備に関する長期展望等、更には長期展望の具体化に向けた取組等から構成された広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）の検討を2020年8月より開始した。

こうした中、通常であれば、全国大の系統増強計画である広域系統長期方針の策定を待って、個々の地域間連系線等の整備計画の検討を進めるところ、第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022年7月）において、再エネの導入を加速化する政策的な観点から、一部の地域間連系線については、広域系統長期方針の策定を待たずに検討を具体化することが重要であることが示された。そして、東地域（北海道～東北～東京間）の地域間連系線を対象に、広域系統整備に関する検討の要請を同小委員会から受けた。

このため、本機関は、業務規程第51条の4の規定に基づき2022年7月20日に計画策定プロセスを開始した。

東地域（北海道～東北～東京間）については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく洋上風力の導入見込みや電源等開発動向調査の結果等を踏まえると、2030年頃に向けて北海道エリアや東北エリアにおいて、需要を大幅に上回る再エネが導入される見込みであり、全国での再エネの活用に向けては、地域間連系線の整備が重要である。しかし、建設中のものを含む既設連系線（北海道本州間約1.2GW、東北東京間約10GW）だけでは、今後送電容量が不足することが想定されることから、これらと合わせて北海道本州間をつなぐ連系設備を新たに整備することは、北海道エリア・東北エリアの再エネを本州の大消費地に送電することを可能とするために必要となる増強である。加えて、今後、増加すると考えられる再エネの出力制御への対応としても効果が期待される。

また、地域間連系線の整備は、大規模停電リスク等への対応というレジリエンス強化の面を併せ持ち、電力の安定供給の観点からも重要なものであり、例えば、災害時における地域間の電力融通の複線化、北海道における稀頻度事故に対する供給信頼度向上、既設の北本連系線の変換器を更新する場合の電力の安定供給維持等の定性的な効果も期待される。

このように、北海道本州間連系設備（日本海ルート）の整備は、広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、東日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく旨の方向性が国¹にて示された。

¹ 第70回電力ガス・基本政策小委員会（2024年2月27日）及び第60回再生可能エネルギー大量

その背景としては、GX 実現に向けた基本方針（2023 年 2 月閣議決定）において、「安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革」するため、電力ネットワーク分野において、再エネ導入拡大に向けて重要となる系統整備として、系統整備や海底直流送電の整備を加速するとされていることを踏まえたものである。

こうした国の方向性も受けて、本機関は、本年 4 月に広域系統整備の基本要件を決定するとともに、流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集を行うことを決定した。

II. 公募の目的

本機関は、実施案及び事業実施主体の選定の公平性及び透明性を確保する観点等から、業務規程第 56 条の 3 の規定に基づき、実施案及び事業実施主体を募集する。

III. スケジュール

実施案及び事業実施主体の選定スケジュールは以下のとおり。

2024年	12月23日(月) 17時まで	応募意思表明書の提出期限
	12月～2025年1月頃	応募資格審査
		応募意思表明者へ審査結果通知
2025年	12月26日(金) 17時まで	実施案の提出期限
	年度末目途	広域系統整備計画の決定

※ただし、スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合がある。

IV. 応募意思の確認

1. 応募資格者

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者²であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

なお、複数事業者が連名で応募意思表明をする場合（実施案の提出時までに特定目的会社（以下「SPC」という。）の組成を予定する場合を含み、複数事業者が施工区間を分担して実施案をそれぞれ提出する場合を除く。）、申請する事業者には、応募資格を有する事業者を含む必要がある。

また、複数事業者が連名で応募意思表明をし、各事業者が施工区間を分担して実施案を提出する場合、申請する事業者には、施工区間ごとに応募資格を有する事業者をそれぞれ含む必要がある。

2. 応募意思の確認

本募集において実施案の応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書」（様式1）

² 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

- ・ 応募資格を有することを証する書類³
※複数事業者が連名で応募意思表示をする場合、提出書類として様式1（連名の場合）を用い、応募資格を有することを証する書類として、複数事業者のうち1事業者以上のものを提出すること。

(2) 提出先

「XVI. 問合せ先」と同一

(3) 提出期限

2024年12月23日（月）17時まで（必着）

(4) 提出形式

書面又は電磁的方法

V. 応募資格の審査

本機関は、応募意思表示をした事業者について、当該事業者から提出された必要書類等をもとに応募資格を満たすかを確認し、応募意思表示をした全ての事業者に対して、2024年12月～2025年1月頃を目途に審査結果を通知する。また、本審査結果については、本機関のホームページにおいて公表する。

VI. 実施案の提出

本機関が応募資格を満たすと確認した事業者（以下「有資格事業者」という⁴。なお、応募意思表示書の提出1件につき、1有資格事業者とみなす⁵。）は、以下のとおり、実施案の検討に係る体制を構築し、本公募要綱に定める期限までに、本機関に実施案を提出すること。

1. 実施案の検討に係る体制の構築

有資格事業者⁶は、実施案の検討に際して検討主体となる体制（以下「検討体」という。）を構築すること。

検討体は、原則として有資格事業者で（複数事業者が連名で応募意思表示をした場合は有資格事業者とみなされた当該複数事業者で）構成すること⁷。ただし、検討

³ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類の提出を要する。

⁴ 複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合であって、当該有資格事業者を構成する事業者のうち本機関が応募資格を満たすと確認した事業者を「応募資格保有事業者」という。以下同じ。

⁵ 複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合も、1有資格事業者とみなす。

⁶ 有資格事業者であって、実施案の提出までに組成したSPCを含む。以下同じ。

⁷ 検討体について、有資格事業者単体で又は複数の有資格事業者が施工区分を分担して実施案を提出する

体を構成する有資格事業者が認めた場合に限り、当該有資格事業者以外の事業者が当該検討体に参画し、当該有資格事業者が行う実施案の検討の一部又は全部について共同で行うことができる。

2. 本機関への定期報告及び協議等

(1) 本機関への定期報告等

有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告すること。

なお、有資格事業者が実施案の提出までに SPC を組成した場合は、上記の定期報告によらず、速やかに本機関まで申し出ること。

また、本機関は、有資格事業者に対して、上記の定期報告によらず、必要に応じて実施案の検討状況等を確認する場合がある。

(2) 本機関との協議

有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して⁸協議することができる。ただし、当該協議の発議は、実施案の提出期限の5営業日前までとする。

本機関は、有資格事業者から協議の発議を受けた場合には、当該有資格事業者の意見も踏まえて、その協議の事項について検討する。その上で、他検討体との公平性を確保できることを前提として、必要に応じて公募要綱の内容を変更する⁹。

(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い

応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情の変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合、あらかじめ当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容を説明すること。

応募資格保有事業者は、実施案の提出期限までに、有資格事業者を構成することが困難である事由並びに当該応募資格保有事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（有資格事業者からの脱退申出書）により本機関に申し出た上で、有資格事業者を構成する事業者から脱退することができる。

本機関及び資源エネルギー庁は、当該応募資格保有事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会、様式2に記載した内容等についての説明を求める

場合は当該複数の有資格事業者で、検討体を構成することも可能とする。

⁸ 検討体を構成する有資格事業者（有資格事業者を構成する事業者が複数の場合は応募資格保有事業者）のうち1者が代表して本機関と協議すること。

⁹ 会員への意見聴取を経ずに変更する場合も含む。

ことができる。

なお、本機関は、有資格事業者の構成が変更されたことに伴い、損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）が生じたとしても、これを賠償又は補償（以下「賠償等」という。）する責任を負わないものとする。

3. 実施案の提出

(1) 実施案の記載事項

「VII. 実施案の記載事項」のとおり

(2) 提出先

「XVI. 問合せ先」と同一

(3) 提出期限

2025年12月26日（金）17時まで（必着）

(4) 提出形式

書面又は電磁的方法

なお、書面の場合は、正本1部と副本（正本を複写したもの）2部とする。

(5) 実施案の修正協議

本機関は、実施案の評価において、経済性、システムの安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、当該実施案を提出した事業者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことがある。

なお、この場合において、本機関から実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者は、当該協議に応じるものとする。

(6) 実施案の内容修正の禁止

実施案を提出した有資格事業者は、送配電等業務指針第46条の規定に基づき、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。

(7) 留意事項

- ・ 本機関は、有資格事業者以外からの実施案の提出は受け付けない（ただし、有資格事業者がSPCを組成して、当該SPCが実施案を提出する場合を除く。この場合、実施案の提出時に、当該SPCが応募資格を有することを証する書類をあわせて提出すること。）。
- ・ 本機関は、複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合

であって、実施案の提出時に、応募資格保有事業者が1者も含まれない場合、当該実施案の提出を受け付けない。

- ・ 実施案の提出は、1有資格事業者につき1件までとする（有資格事業者がSPCを組成した場合及び複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合を含む。）。
- ・ 複数の有資格事業者が施工区間を分担せず連名で実施案を提出する場合も1件までとする。
- ・ 複数の有資格事業者が施工区間を分担して実施案をそれぞれ提出する場合、当該有資格事業者は、それぞれが提出する実施案において、他有資格事業者の名称と、施工区間も含む全ての流通設備ごとの建設、維持及び運用の責任と役割を明確にした書類を添付すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、提出書類の補正を求める場合がある。

4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い

有資格事業者は、応募意思表示書の提出後の事情の変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容を説明すること。

有資格事業者は、実施案の提出期限までに、実施案の提出が困難である事由並びに当該有資格事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式3（実施案の提出に係る辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。

本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式3に記載した内容等についての説明を求めることができる。

なお、本機関は、有資格事業者が実施案の提出を辞退したことに伴い、損害等が生じたとしても、これを賠償等する責任を負わないものとする。

VII. 実施案の記載事項

1. 実施案の基本方針

実施案は、別紙「実施案の要件」（以下「実施案の要件」という。）及び送配電等業務指針第55条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。

2. 実施案の記載事項

(1) 対策工事の概要

工事概要、概略ルート、総工事費（小数点以下第1位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする。）、所要工期及び完了予定年月（対

策工事全体の概略工程表を含む。)、本連系設備の運用容量(万 kW 単位を切り捨てた 10 万 kW 単位とする。)等により対策工事全体の概要を記載すること。

(2) 各対策工事件名の概要

<記載事項>

対策工事件名ごとに、以下を記載すること。

- ① 工事概要(設備規模及び区分(新設、取替、除却等)を含む。)
- ② 工事費の総額及びその内訳(工費、材料費、除却費、用地関連費等)、固定資産除却損、年度ごとの支出額及び算出根拠(金額については小数点以下第 2 位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まないものとする。)

※実施案を提出した有資格事業者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却又は増強並びに設備の設置について、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)」に基づき、「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」を算出して記載すること。

※本連系設備を除く将来構想対応工事の工事費について、控除の考え方及びその内訳を算出して記載すること。

- ③ 所要工期及び完了予定年月(工程表を含む。)

<添付書類>

- ① 工事概要図又は設計図書等

単線結線図、機器配置平面図、送電線経過図、通信・給電(システム含む)・保護継電器・計量設備概要説明書その他対策工事件名の概要の説明に必要な書類

- ② 設備の諸データ

対策設備ごとの電圧、設備容量・運用容量及びインピーダンス等の基本的な仕様を記載した書類

- ③ 「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」の算出根拠(送配電等設備費、受益調整係数、耐用年数等)

(3) 対策工事の選定理由

<記載事項>

本連系設備の増強容量、工期短縮の観点も含めた送電ルート of 妥当性、電力系統性能基準(送配電等業務指針第 61 条に定める基準。以下同じ。)の充足性、法令への適合性、経済性等を含めた総合的な観点から対策工事を選定した理由を記載すること。

なお、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合には、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した

理由も記載すること。

<添付書類>

- ① 予想潮流図（対策工事实施の前後。発電、負荷の内訳を含む。）
- ② 検討に用いた系統関連データ（系統解析データは電力中央研究所が開発した電力系統安定度総合解析システム（電中研 CPAT）の形式とする（設定条件等含む。）。）
- ③ 本連系設備の増強容量の算出根拠（算出方法、諸元を含む。）
- ④ 送電ルート選定の妥当性を説明する書類（迂回する場合や既設区間を別ルートで新設する場合等の理由、用地状況、鉄塔建替の必要性、他案との比較検討結果等を含む。）
- ⑤ 電力系統性能基準を充足していることを証する書類（解析結果・波形等）
- ⑥ 設備規模の妥当性を証する書類
- ⑦ 法令への適合性を証する書類（準拠する法令の記載を含む。）
- ⑧ その他対策工事の選定理由の説明に必要な書類

（４） 経済性

実施案の経済性を評価するために、実施案には以下の事項を記載すること（金額については小数点以下第 2 位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まないものとする。）。)

- ① 年経費率
 利率と法定耐用年数を考慮して算出される工事費に対する年間の経費率（算出根拠を含む。）
- ② 流通設備の維持・運用費用
 対策工事の対象となる流通設備の維持・運用費用の年平均額（算出根拠を含む。）
- ③ 送電損失電力量、送電損失額
 - ・ 送電損失電力量については、対策工事の対象となる連系設備及び対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を設備ごとに記載すること（小数点以下第 1 位を四捨五入し、万 kWh 単位とする。）。
 - ・ 送電損失額については、年間の損失額を記載すること（送電損失の金額換算の方法を含む。）。
- ④ 評価価格
 評価価格として、以下の算式に基づき算出された金額を記載すること。

$\begin{aligned} \text{評価価格} &= \text{年経費} * (\text{／年}) + \text{維持・運用費用} (\text{／年}) \\ &\quad + \text{送電損失額} (\text{／年}) \end{aligned}$

$* \text{年経費} = \text{工事費} \times \text{年経費率}$
--

(5) 電力システムの安定性

実施案の対策後の電力システムの安定性を評価するために、電力システムの運用に関する柔軟性の向上（広域連系システムの作業・故障時における本連系設備の運用に与える影響を含む。）、想定される対策工事箇所の事故発生時（過酷・稀頻度故障時を含む。）のリスクその他対策後の電力システムの安定性に関して特筆すべき事項について、できる限り具体的かつ定量的に記載し、それを証する書類を添付すること。

(6) 対策の効果

実施案の対策後の効果を評価するために、安定供給への寄与等に対し、特筆すべき効果（運用容量の増加に関する効果は除く。）がある場合に記載し、それを証する書類を添付すること。

(7) 事業実現性

実施案の事業実現性を評価するために、有資格事業者の広域連系システム（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む。）の経験、用地取得に係る見通し（リスクとなる事項及びその場合の影響を含む。）、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付すること。

(8) 事業継続性

事業実施主体としての事業継続性を評価するために、有資格事業者の財務的健全性、広域連系システムの維持・運用に関する経験、有資格事業者の流通設備の保守・運用の体制その他事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付すること。

(9) 他者設備への影響

送配電等業務指針第 43 条第 3 項の規定に基づき、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者を確認の上、次に掲げる事項を記載し、それを証する書類を添付すること。

- ① 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
- ② 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。）の妥当性
- ③ 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響がある場合はその対策）

(10) 将来拡張性

将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が

更なる広域系統整備に向けた効果的な実施案であるか評価するために、将来拡張性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付すること。

(11) 工事費低減の方策

広域系統整備の基本要件の趣旨を踏まえ、合理的な流通設備の形成（当該趣旨に沿った範囲での設備構成の変更なども含む。）となるよう検討するとともに、設計や調達等の各段階における工事費低減の方策（新技術の導入、他社の良好な事例の適用、購入実績の少ない特殊な設備などの調達方法の工夫等）を記載すること。

(12) その他実施案の評価に資する事項

その他本機関による実施案の評価に資する事項を記載し、それを証する書類を添付すること。

VIII. 事業実施主体としての意思確認

本機関は、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者（実施案を提出した SPC を含む。）に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行う。

実施案を提出した有資格事業者は、本機関からの意思確認に係る通知に記載された期日までに、様式 4（回答書）により回答すること。

なお、本機関は、有資格事業者から提出された回答書の内容について公表する¹⁰とともに、本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式 4 に記載した内容等についての説明を求めることができる。

また、本機関は、有資格事業者が事業実施主体となることを不同意としたことに伴い、損害等が生じたとしても、これを賠償等する責任を負わないものとする。

IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等

1. 実施案の要件との適合性

実施案は本公募要綱等を充足することを要し、充足しない場合、本機関は実施案として採用しない。

① 必要な増強容量の確保

実施案の要件 1. 必要な増強容量が確保できること。

② 所要工期

実施案の要件 2. 広域系統整備が必要となる時期に適合すること。

③ 電力系統性能基準の充足性

¹⁰ 本機関が回答書の内容について公表する際には、機微情報の取扱いについて適切に配慮する。

電力系統性能基準を充足すること。

④ 法令への適合性

法令に適合すること。

2. 実施案及び事業実施主体の評価方法

本機関は次に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。

(1) 本公募要綱等への適合性

増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令への適合性等

(2) 経済性

工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

(3) 系統の安定性

電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等

(4) 対策の効果

安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与

(5) 事業実現性

流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等

(6) 事業継続性

財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等

※財務的健全性については、電気事業法での許可要件も踏まえた送電事業許可の取得状況を勘案して判断することとなる。

(7) その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項

その他特筆すべき事項があれば、その内容に応じて評価する。

3. 他者設備への影響の確認

本機関は、有資格事業者が実施案として提出した前記Ⅶ. 2. (9) の記載事項について、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に妥当性を確認する。

X. 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から情報の提供の依頼があった場合、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に掲げる情報を提供する。

- ① 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）
- ② 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）
- ③ 設備の諸データ（電圧、設備容量・運用容量、インピーダンス等）
- ④ 予想潮流図
- ⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
- ⑥ 本機関が広域系統整備の基本要件の検討において解析を行ったデータ
- ⑦ その他実施案の作成に必要な技術的な情報

この場合、有資格事業者は、開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書（様式5）を提出しなければならない¹¹。

XI. 他者設備の工事の実施及び維持・運用

事業実施主体は、広域系統整備計画の内容に、他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合において、本機関が認める場合に限り、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に必要なとなる工事の実施、工事後の設備の維持、運用その他の必要な協力を求めることができる。

XII. 広域系統整備計画の変更

事業実施主体は、広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由が発生した場合には、その事由及び理由等について本機関に申し出ることができる。

事業実施主体から申し出を受けた本機関は、当該事由及び理由等について確認（本機関が事業実施主体に申し出の内容について照会する場合を含む。）するとともに、本機関が広域系統整備計画を変更する場合は、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う。

なお、この場合において、本機関は、当該広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者に損害等が生じたとしても、これを賠償等する責任を負わないものとする。また、当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合においては、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。

¹¹ 複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合、有資格事業者を構成する全ての事業者は、開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書（様式5）をそれぞれ提出しなければならない。

XIII. 情報の取扱い

本機関が提出を受けた情報は、秘密情報として管理する。ただし、法令及びガイドライン並びに本機関の業務規程及び送配電等業務指針その他の規程類等に基づき系統利用者等に対して情報を開示する場合は除く。

XIV. 本公募要綱に記載のない事項について

本公募要綱に記載のない事項については業務規程及び送配電等業務指針による。

XV. その他

- ・書類等の追加提出を必要に応じて求める場合がある。
- ・提出した書類等は、原則として返却しない。

XVI. 問合せ先

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る公募担当

E-Mail : seibikeikaku-east@occto.or.jp

以 上

実施案の要件

1. 必要な運用容量

- ・北海道～東北間の設備容量：200万kW程度増加
- ・東北～東京間の設備容量：200万kW程度増加

2. 広域系統整備が必要となる時期

広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は6～10年程度とする。

3. 広域系統整備の方策

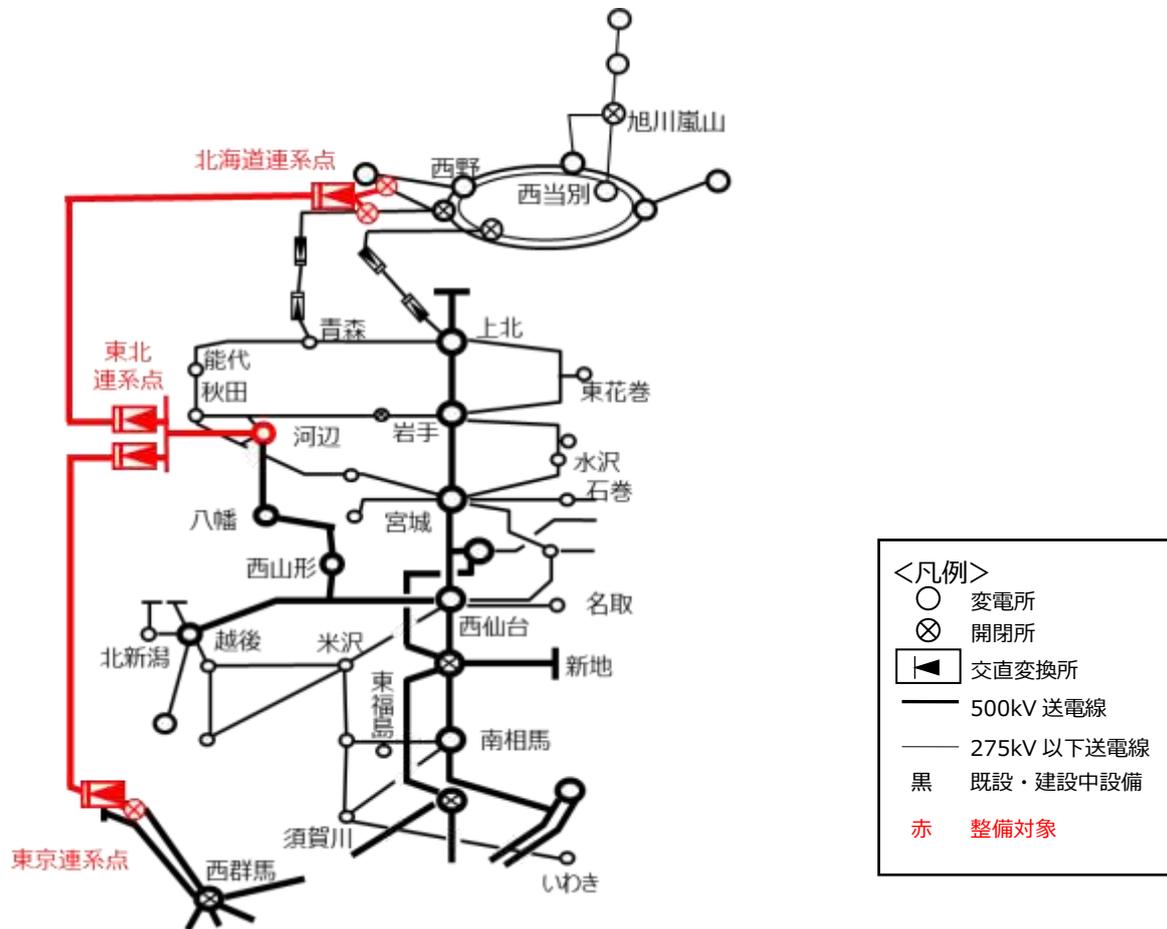
(1) 工事概要

北海道本州間連系設備（日本海ルート）の整備における最も合理的な計画として、建設中のものを含む現在の連系設備等とは別に、新たな連系設備を新設する。主要な対策工事の概要を下表に示す。

項目	対策工事概要
直流送電線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ±525kV 双極 1 回線 200 万 kW 直流海底ケーブル新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後志エリア～秋田エリア 480km 程度 ・ 秋田エリア～新潟エリア 320km 程度 ➤ ±525kV 双極 1 回線 200 万 kW 直流地中送電線新設（揚陸部） <ul style="list-style-type: none"> ・ 後志エリア 6 km 程度 ・ 秋田エリア 3 km 程度 ・ 新潟エリア 3 km 程度
交直変換所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 後志・秋田・新潟エリアへの交直変換設備の設置（自励式） <ul style="list-style-type: none"> ＜後志エリア＞：交直変換設備 100 万 kW×2×1 セット ＜秋田エリア＞：交直変換設備 100 万 kW×2×2 セット ＜新潟エリア＞：交直変換設備 100 万 kW×2×1 セット
交流送電線 （アクセス線・開閉所・引出口）	<p>[後志エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 後志エリア 275kV 送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後志エリア交直変換所～後志幹線開閉所 65km 程度 ・ 後志エリア交直変換所～道南幹線開閉所 40km 程度 ➤ 後志エリア 275kV 開閉所新設・引出口 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後志幹線分岐地点：引出口 6 回線 ・ 道南幹線分岐地点：引出口 6 回線 ・ 後志エリア変換所：引出口 2 回線×2 <p>[秋田エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 秋田エリア 500kV 送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田エリア変換所～河辺変電所 35km 程度

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 秋田エリア 500kV 送電線引出口 <ul style="list-style-type: none"> • 河辺変電所：引出口 2回線 • 秋田エリア変換所：引出口 2回線 [新潟エリア] ➤ 新潟エリア 500kV 送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> • 新潟エリア変換所～南新潟幹線または新新潟幹線 11km 程度 ➤ 新潟エリア 500kV 開閉所新設・引出口 <ul style="list-style-type: none"> • 南新潟幹線又は新新潟幹線分岐地点：引出口 6回線 • 新潟エリア変換所：引出口 2回線
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通信回線・給電システム改修他

(2) 概略ルート



以上

様式1（連名ではない場合）

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要綱」（以下「公募要綱」という。）に定める応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、公募要綱に定める事項について遵守いたします。

記

※ 公募要綱に定める応募資格を満たす状況等を記載すること。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

<連絡先>

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

以 上

様式1（連名の場合）

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

甲

名称及び代表者の氏名

印

所在地

乙

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
実施案の応募意思表明書

甲及び乙は、下記のとおり、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、連名で実施案の提出の意思を表明します。うち、甲は「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要綱」（以下「公募要綱」という。）に定める応募資格を有しております。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、公募要綱に定める事項について遵守いたします。

記

※ 応募資格を有する全ての事業者について、公募要綱に定める応募資格を満たす状況等を記載すること。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

<連絡先>

甲

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

乙

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

以 上

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
有資格事業者からの脱退申出書

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、下記の脱退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響により、有資格事業者から脱退いたします。

記

有資格事業者を構成する全ての事業者名：

脱退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響：

※脱退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について具体的に記載すること。記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

<連絡先>

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

以 上

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
実施案の提出に係る辞退申出書

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、下記の辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響により、実施案の提出を辞退いたします。

記

※辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について具体的に記載すること。記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

<連絡先>

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

以 上

様式4（同意の場合）
年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
事業実施主体としての意思確認に係る回答書

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、事業実施主体となることに同意します。

<連絡先>

- （1）連絡者所属：
- （2）連絡者名：
- （3）住所：〒
- （4）電話番号：
- （5）メールアドレス：

以上

様式4（不同意の場合）
年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する
事業実施主体としての意思確認に係る回答書

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集について、下記の不同意事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響により、事業実施主体となることに同意しません。

記

※不同意事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について具体的に記載すること。記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

<連絡先>

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住 所：〒
- (4) 電話番号：
- (5) メールアドレス：

以 上

電力広域的運営推進機関 殿

本社所在地

会 社 名

印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第8条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 開示を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、広域機関から情報の開示を受けた以降、第10条に定める当該情報を破棄するまでの間、第6条に定める第二次情報受領者への情報の開示を除き、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第4条（情報管理の体制）

当社は、広域機関に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式6）（以下「情報管理体制図」といいます。）に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく広域機関に届け出いたします。

第5条（検討協力事業者への情報の開示申請）

当社は、実施案の作成に当たり、当該作成に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」といいます。）に対して、情報の開示が必要な場合は、あらかじめ広域機関に対して、広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書（様式7。以下「開

示申請書」といいます。)にて申請いたします。

第6条 (第二次情報受領者への情報の開示)

当社は、前条に定める申請を行い、広域機関が情報の開示を承諾した検討協力事業者(以下「第二次情報受領者」といいます。)に対して、開示申請書に記載し、実施案の作成に必要な範囲において、情報を開示いたします。

なお、当社が提出した開示申請書に変更が生じた場合には、当該開示申請書に基づく第二次情報受領者への情報開示を速やかに中断するとともに、広域機関に対して、第5条に基づき再度申請いたします。

第7条 (第二次情報受領者の情報管理等)

当社は、前条に定める第二次情報受領者への情報の開示に当たり、あらかじめ当該第二次情報受領者から当社に対して、秘密保持誓約書(第二次情報受領者用)(様式8)又はこれと同等の義務を課す書面を提出させ、又は、当該第二次情報受領者との間で同等の秘密保持契約を締結することで情報管理について誓約させるとともに、当該第二次受領者が情報の漏えい等又は目的外利用をした場合その他一切の第二次受領者の行為に対して、当社が責任を負うものとしたします。

なお、当社は、広域機関からの求めがあった場合には、速やかに第二次情報受領者との間で締結した秘密保持誓約書等を提出いたします。

第8条 (情報の漏えい等を発見した場合の措置)

当社は、当社が情報の漏えい等若しくは目的外利用を発見した場合、又は当社が第二次情報受領者から情報の漏えい等の報告を受けた場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第9条 (誠実協議)

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第10条 (情報の破棄)

当社は、実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかった場合又はその他広域機関から指示があった場合、広域機関の指示にしたがって、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報(複写等した場合には当該複写物を含む。)を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

また、当社は、当社が第二次情報受領者へ開示した情報がある場合は、当該情報について、当該第二次情報受領者をして、当該情報(複写等した場合には当該複写物を含む。)を全て破壊させ、又は復元できないよう消去した上で破棄させ、当社が破棄を確認し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

第11条 (その他)

当社は、広域機関が当社又は第二次情報受領者について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社(第二次情報受領者に情報を開示している場合)又は当該第二次情報受領者(含む。)の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する可能性があることを承諾し、第二次情報受領者をして承諾させるものとしたします。

第 12 条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以 上

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

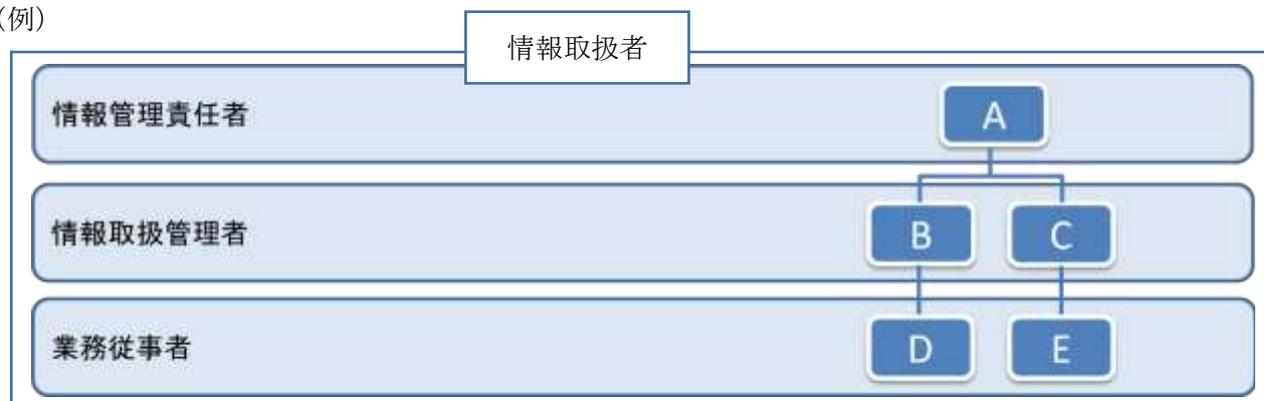
①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所 (※4)	生年月日 (※4)	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※5)
情報管理 責任者(※ 1)	A						
情報取扱 管理者(※ 2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						

- (※1) 実施案の作成に当たって情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 実施案の作成に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取扱う可能性のある者。
- (※3) 実施案の作成に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 住所、生年月日については、情報提供前に必ずしも提出することを要しないが、その場合であっても電力広域的運営推進機関から求められた場合は速やかに提出すること。
- (※5) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・実施案の作成に当たって保護すべき情報を取扱う全ての者。
- ・実施案の作成に当たって最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

(有資格事業者)

住 所

会 社 名

代表者名

印

当社は、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集において、当社が貴機関から提供を受けた情報（以下「提供情報」という。）について、実施案の作成に当たり、当該作成に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」という。）に対して提供情報を開示する必要があるため、下記のとおり、当該検討協力事業者へ当該提供情報を開示することについて申請します。なお、当社が提出した本申請に変更が生じた場合には、貴機関に対して、速やかに再度申請します。

また、当社は、検討協力事業者に対して、当社との間の秘密保持契約書（第二次情報受領者用）（様式8）等についての遵守を徹底させるとともに、検討協力事業者の貴機関に対する一切の行為について、当社が責任を負うこととします。

記

1. 開示を希望する検討協力事業者 会 社 名： 代表者名： 住 所：
2. 開示を希望する情報（別紙によることも可）
3. 開示を希望する理由・必要性（検討協力事業者との関係性や提供情報の開示の必要性について具体的に記載すること。別紙によることも可）
4. 情報開示期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
5. 検討協力事業者との秘密保持誓約の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

●●●（有資格事業者）殿

本社所在地
会 社 名

印

秘 密 保 持 誓 約 書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が貴社の実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第8条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 開示を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、貴社から情報の開示を受けた以降、第7条に定める当該情報を破棄するまでの間、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第4条（情報管理の体制）

当社は、貴社に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（以下「情報管理体制図」といいます。）（様式6）又はこれに類する書類に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく貴社に届け出ます。

第5条（情報の漏えい等を発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに貴社に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第6条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第7条（秘密情報の破棄）

当社は、貴社が実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかった場合又はその他貴社から指示があった場合、貴社の指示にしたがって、本誓約書の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、貴社へ破棄した旨を報告いたします。

第8条（その他）

当社は、広域機関が貴社又は当社について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する可能性があることを承諾いたします。

第9条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以 上

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る
公募要綱案への意見及び回答（案）

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 : 2024年9月11日（水）～9月26日（木）
 (2) ご意見の総数（提出者数） : 90件（4者）

2. 意見・質問等及び回答 ※回答の都合上、ご提出いただいた意見等の章番号や対象箇所が前後する場合があります。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
1	V. 応募資格 の審査	—		【質問】 「本審査結果については、本機関のホームページにおいて公表する」と記載があるが、公募の性質上、プロセスの途中で事業者を公表することは一般的には望ましくないと考えられるが、どのような意図によるものか。	本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。 応募資格の審査結果については、本機関のホームページにおいて公表します。
2	V. 応募資格 の審査	—		通常、公募案件であれば最終的な落札事業者（事業実施主体）が決定するまで結果を公表しない事が多いと考えられるが、公表することの理由を伺いたい。	
3	V. 応募資格 の審査	—		応募資格の審査結果について HP で公表するとあるが、競争入札においては、競争相手がわかることによる談合や競争相手がいないとわかった場合に入札額の高止まりする懸念があるなど、競争環境への影響防止や効率的な調達観点から、入札前の時点で資格審査結果を公表しないことが一般的だと認識している。 本件の公募についても同様に応募資格審査結果については公表しないことが適切ではないか。	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				公表されることにより、途中で辞退した場合や、実施案を提出したものの事業実施主体になれなかった場合など、レピュテーションへの影響の観点から応募意思表示の判断を躊躇する一因になることも考えられる。 そういった懸念があるにも関わらず公表する場合、上記のような入札環境に悪影響を及ぼす懸念がないことや、公表することが必要な理由について明確にしていきたい。	
4	VI. 実施案の提出	1. 実施案の検討に係る体制の構築		【確認】 有資格事業者以外の事業者は、応募意思表明書の提出件数に制約がなく、複数の検討体に参画することが可能との理解で良いか。	検討体は、原則として有資格事業者で（複数事業者が連名で応募意思表明をした場合は有資格事業者とみなされた当該複数事業者で）構成します。
5	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	【確認】 有資格事業者以外の事業者が検討体に参画する場合、貴機関の資格審査は不要であり、四半期毎の定期報告において参画した旨を報告することで良いか。	ただし、検討体を構成する有資格事業者が認めた場合に限り、当該有資格事業者以外の事業者が当該検討体に参画し、当該有資格事業者が行う実施案の検討の一部又は全部について共同で行うことができます。 この際、検討体を構成する有資格事業者が認めた場合であれば、有資格事業者以外の事業者が、複数の検討体に参画することも可能です。 また、有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告する必要があります。

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
6	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	応募意思表示後の検討状況報告の位置づけについて、報告内容を広域系統整備委員会等で公表することを想定しているか。 また、定期報告および必要に応じた確認も含め、事業者に対する過度な負担とならないようにご配慮をお願いしたい。	有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告する必要があります。 本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。
7	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	【質問】 定期報告の内容に関しては、機微な情報も含まれる可能性があるため、一切公表されないという認識で相違ないか。	
8	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	四半期ごとに報告することとあるが、検討体が複数事業者により構成されることも想定されることを考えると、複数事業者で報告内容をとりまとめ、説明・質疑応答の対応をすることには、一定のマnpワーを要する。 四半期ごとに行うことにより報告対応に手間がとられ、実施案の検討が遅れてしまうことが懸念される。記載のとおり、定期報告によらず、必要に応じて実施案の検討状況等を確認することもできることを踏まえ、定期報告としては四半期ごとではなく半年ごととしてはどうか。	
9	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	【意見】 定期報告内容のうち「その他の本機関が求める事項」について、具体的な事項を明確化いただきたい。 【理由】 本プロジェクトが前例のない大規模工事であり、技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表示を求めるものと認識していることから、貴機関が求めても報告できない内容もあると考えられるため。	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
10	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	<p>【修正意見】 (修正案) 有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告すること。<u>本機関はこの報告を基に広域系統整備計画を策定しないものとする。</u> (理由) 定期報告の位置づけを明確にする必要があるため。</p>	
11	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(1) 本機関への定期報告等	<p>【質問】 定期報告の内容に関しては、業務規程第56条の3「六. 応募に必要な情報の提供」に基づく(他の)応募者への提供情報には含まれないとの理解で良いか。</p>	本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。
12	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(2) 本機関との協議	<p>本プロジェクトは非常に大規模なものであり、SPCの組成・プロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されるという点でも前例のないプロジェクトである。 実施案に事業継続性を記載する必要があること及び実施案提出後に事業実施主体としての意思確認があることから、実施案提出時点で事業者は投資判断をする必要がある。そのためにはプロジェクトファイナンス組成の見込みが立っていなければならない、ファイナンス面の検討に合理的な期間の確保が必要。実施案提出時期等については記載のとおり、有資格事業者の意見を踏まえて柔軟に対応していただきたい。</p>	有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができます。必要に応じて活用もご検討ください。
13	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(7) 事業実現性	<p>工事の難易度等の事業実現性に係る要素となるファイナンス面、事業継続性に係る財務的健全性については、本事業の大きさから相応の課題があると思わ</p>	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				れるが、ご提示スケジュールの実施案提出時点でい ずれも整わないことが想定される。両面の見通しが 立てられないと実現可能な実施案と言えず、事業実 施主体となる判断が下せない(最終FIDができない) ため、実施案提出時期の協議を含め、対応について 検討をお願いしたい。	
14	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	工事の難易度等の事業実現性に係る要素となるファイ ナンス面、事業継続性に係る財務的健全性について は、本事業の大きさから相応の課題があると思われ るが、ご提示スケジュールの実施案提出時点でい ずれも整わないことが想定される。両面の見通しが 立てられないと実現可能な実施案と言えず、事業実 施主体となる判断が下せない(最終FIDができない) ため、実施案提出時期の協議を含め、対応について 検討をお願いしたい。	
15	III. スケジ ュール	—		【修正意見】 (修正案) <u>状況の進展に応じ別途定める</u> 2025年12月26日 (金)17時まで 実施案の提出期限 <u>状況の進展に応じ別途定める</u> 日 年度末 日 広域系統整備計画の決定 (理由) 『VII. 実施案の記載事項』－『2. 実施案の記載事 項』－『(8) 事業継続性』には、「事業実施主体と して適切に事業を継続できることを示す事項を記載 し、それを証する書類を添付すること。」とある が、SPCを組成しプロジェクトファイナンスによる 資金調達を前提とする場合、「それを証する書類」 には、SPCの事業収支計画等が含まれると理解でき る。 こうした書類を添付するには、例えば支払利息や融 資の返済計画が一定程度見通せる状況になっている	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				必要があると想定されるが、それに要する期間を現時点で見通すことは困難であることから、『Ⅲ. スケジュール』に記されている「実施案の提出期限」は削除していただきたい。(少なくとも、2025年12月26日までに支払利息や返済計画を見通すことは困難ではないか。)	
16	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(2) 本機関との協議	<p>【質問】</p> <p>広域系統整備計画の策定前に「事業実施主体になる意思確認」を求めるのであれば、ファイナンスの裏付けのある実施案が前提となるが、現時点では提出可能時期の見通しが立たず、2025年12月26日の提出期限に間に合わない可能性がある。</p> <p>「有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができる。」と記載があるが、2025年12月26日から数年間延長することも可能という認識で相違ないか。また一度延長した後に、更に延長することも可能という認識で相違ないか。</p>	
17	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	<p>応募時に応募者の考える実施案提出にあたっての前提条件を様式1に表明することは認められるか。</p> <p>また、応募意思表示にあたり前提条件を表明した場合、検討の結果その前提が満たされない事をもって事情変更とし、その内容をもって有資格事業者から脱退出来るという理解で良いか。</p> <p>本プロジェクトの不確実性に鑑み、協議無く原則として理由書の提出をもって脱退を可能とする等、応募意思表示後の有資格事業者からの脱退について柔軟な対応を公募要綱に定めていただきたい。そうでなければ、事業者としては応募意思表示自体が困難となりかねない。</p>	<p>様式1（応募意思表示書）には、公募要綱に定める応募資格を満たす状況等をご記載ください。なお、提出者がそれ以外の事項を記載することは可能です。</p> <p>応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情の変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合、あらかじめ当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。</p>

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
18	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資 格事業者か ら脱退する 場合の取扱 い	<p>【修正意見】 (修正案) 応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情変更により <u>応募意思表明書の提出後</u>に、有資格事業者を構成することが困難となった場合、本機関に対して、あらかじめ当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。ただし、当該協議の発議は、実施案の提出期限の5営業日前までとする。</p> <p>(理由) 本件は応募意思表明時点で技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表明を求めるものと認識していることから、事情変更による脱退に限定すべきではないと考える。</p>	<p>応募資格保有事業者は、実施案の提出期限までに、有資格事業者を構成することが困難である事由並びに当該応募資格保有事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（有資格事業者からの脱退申出書）により本機関に申し出た上で、有資格事業者を構成する事業者から脱退することができます。</p> <p>本機関及び資源エネルギー庁は、当該応募資格保有事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式2に記載した内容等についての説明を求めることができます。</p> <p>なお、応募意思表明書提出後の事情の変更とは、例えば、応募意思表明書の提出以降に生じた事象等が想定されます。</p>
19	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資 格事業者か ら脱退する 場合の取扱 い	<p>修正案「通知後にの事情変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合」</p> <p>(理由) 「事情変更」という言葉が民法における「事情変更の原則」と同様の意味であるとする、民法の「事情変更の原則」はほとんど認められないことから、事情変更により有資格事業者から脱退することが法的に認められない懸念が生じる。また、技術面・ファイナンス面の検討を進めた結果、事業実施が困難だと判断し有資格事業者から脱退するなど、事情変更でなくても脱退するケースも想定されるため、「事情変更」という言葉は削除すべき。</p>	
20	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資	<p>【修正意見】 (修正案) なお、本機関は、<u>応募資格保有事業者との協議内容</u></p>	<p>応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情の変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合、あらかじめ</p>

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
			格事業者から脱退する場合の取扱い	<p><u>を踏まえ、応募資格保有事業者から提出された脱退申出書の内容について公表するとともに、その内容について当該応募資格保有事業者に対して広域系統整備委員会等へ報告する。での説明を求める場合がある。</u>なお、本機関が脱退申出書の内容について公表する広域系統整備委員会へ報告する際には、機微情報の取扱いについて適切に配慮する。」</p> <p>(理由) 有資格事業者からの脱退については、貴機関との協議を経て申し出たものであり、広域系統整備委員会への報告は貴機関から行うのが適切と考える。また、「脱退申出書の内容について公表する」とは、広域系統整備委員会で行うことを指すと認識しているため。</p>	<p>当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。</p> <p>応募資格保有事業者は、実施案の提出期限までに、有資格事業者を構成することが困難である事由並びに当該応募資格保有事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（有資格事業者からの脱退申出書）により本機関に申し出た上で、有資格事業者を構成する事業者から脱退することができます。</p>
21	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	<p>【意見】 有資格事業者を構成することが困難な場合における脱退の申し出内容について、脱退事由のみとし、「実施案及び事業実施主体の評価に与える影響」は不要とすべき。</p> <p>【理由】 脱退に伴う実施案及び事業実施主体の評価に与える影響は、協議を踏まえて貴機関にて評価すべきであり、有資格事業者が申し出る必要はないと考える。</p>	<p>本機関及び資源エネルギー庁は、当該応募資格保有事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式2に記載した内容等についての説明を求めることができます。</p> <p>現時点では、どのような状況において応募資格保有事業者が脱退するのか、を見通すことができないことから、こうした手続きとしております。</p>
22	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	<p>【意見】 応募資格保有事業者からの脱退の申し出に対して、広域系統整備委員会における議論は不要とすべき。</p> <p>【理由】 脱退の申し出に対して、広域系統整備委員会において議論するということは、脱退が認められない可能性があること懸念されるため。</p>	<p>本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。</p>

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
23	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		<p>複数事業者で構成される有資格事業者の中から事業者が脱退する場合でも、有資格事業者として実施案の作成が可能と判断できる場合は広域機関への申し出や広域系統整備委員会等での説明は不要ではないか。</p> <p>また、有資格事業者以外の事業者が検討体から脱退することについては有資格事業者が判断するものであり、広域機関への申し出等は不要という理解で良いか。</p>	<p>複数事業者が連名で応募意思表示をする場合、申請する事業者は、応募資格を有する事業者を含む必要があります。</p> <p>その上で、有資格事業者からの脱退を希望する事業者は、当該事業者が応募資格保有事業者※かによって当該有資格事業者がその後も応募資格を満たすかが異なるため、脱退に関する手続きも異なります。詳細は公募要綱をご確認ください。</p> <p>また、有資格事業者以外の事業者が検討体から脱退する場合、本機関への申し出は不要です。 ※複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合であって、当該有資格事業者を構成する事業者のうち本機関が応募資格を満たすと確認した事業者。</p>
24	VI. 実施案の 提出	3. 実施案の 提出	(5) 実施 案の修正協 議	XI. 広域系統整備計画の変更と同様、実施案についても提出者の発議により修正協議可能として頂きたい。	業務規程及び送配電等業務指針に基づき、本機関は、実施案の評価において、経済性、システムの安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行います（ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができます。）。
25	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		<p>応募時に応募者の考える実施案提出にあたっての前提条件を様式1に表明することは認められるか。</p> <p>また、応募意思表示にあたり前提条件を表明した場合、検討の結果その前提が満たされない事をもって事情変更とし、その内容をもって実施案の提出を辞退できるという理解で良いか。</p> <p>本プロジェクトの不確実性に鑑み、協議無く原則と</p>	<p>様式1（応募意思表示書）には、公募要綱に定める応募資格を満たす状況等をご記載ください。なお、提出者がそれ以外の事項を記載することは可能です。</p> <p>有資格事業者は、応募意思表示書提出後の事情の変更により、本機関への実施案の提出が困難とな</p>

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				して理由書の提出をもって辞退を可能とする等、応募意思表示後の実施案提出の辞退について柔軟な対応を公募要綱に定めていただきたい。そうでなければ、事業者としては応募意思表示自体が困難となりかねない。	った場合には、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。
26	XIV. その他	—		<p>【修正意見】 様式1 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表示書</p> <p>なお、本広域系統整備計画の完了までの間、公募要綱に定める事項について、<u>下記に記載する応募に際しての諸条件を除き、</u>遵守いたします。</p> <p>※公募要綱に定める応募資格を満たす状況<u>や応募に際しての諸条件</u>等を記載すること。記載しきれない場合は別添添付でも可。</p> <p>(理由)</p> <p>応募に際して諸条件を付す可能性も想定されるため。</p>	<p>有資格事業者は、実施案の提出期限までに、実施案の提出が困難である事由並びに当該有資格事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式3（実施案の提出に係る辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができます。</p> <p>本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会と、様式3に記載した内容等についての説明を求めることができます。</p>
27	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		<p>【修正意見】</p> <p>(修正意見)</p> <p>有資格事業者は、応募意思表示書の提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合、本機関に対して、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。ただし、当該協議の発議は、当該実施案の提出期限の5営業日前までとする。</p> <p>(理由)</p> <p>本件は応募意思表示時点で技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表示を求めるものと認識していることから、事情変更による辞退に限定すべきではないと考える。</p>	<p>なお、応募意思表示書提出後の事情の変更とは、例えば、応募意思表示書の提出以降に生じた事象等が想定されます。</p>

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
28	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		<p>修正案「応募意思表明書の提出後にの事情変更によ り、本機関への実施案の提出が困難となった場合」</p> <p>(理由) 「事情変更」という言葉が民法における「事情変更の原則」と同様の意味であるとする、民法の「事情変更の原則」はほとんど認められないことから、事情変更により実施案の提出を辞退することが法的に認められない懸念が生じる。 また、技術面・ファイナンス面の検討を進めた結果、事業実施が困難だと判断し実施案の提出を辞退するなど、事情変更でなくても辞退するケースも想定されるため、「事情変更」という言葉は削除すべき。</p>	
29	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		<p>【修正意見】 (修正案) 有資格事業者は、<u>自らの判断により実施案の提出を辞退することができる。</u>応募意思表明書の提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった<u>この場合</u>、本機関に対して、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。</p> <p>(理由) 「応募意思表明書の提出後の事情変更」が不明確であるため、削除いただきたい。削除不可の場合、「事情変更」に係る具体的な例示を記載いただきたい。</p>	
30	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		<p>【修正意見】 (修正案) なお、本機関は、<u>有資格事業者との協議内容を踏まえ</u>、有資格事業者から提出された辞退申出書の内容について公表するとともに、その内容について当該</p>	有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情の変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合には、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				<p>有資格事業者に対して広域系統整備委員会等へ報告する。その説明を求める場合がある。なお、本機関が辞退申出書の内容について公表する広域系統整備委員会へ報告する際には、機微情報の取扱いについて適切に配慮する。</p> <p>(理由) 骨子案パブコメ回答において、「広域機関は申し出以上の詳細を把握できないため、辞退申出書の内容を公表するとともに、当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会での説明を求める場合がある」と回答されているが、貴機関との協議を経て申し出たものであり、広域系統整備委員会への報告は貴機関から行うのが適切と考える。また、「辞退申出書の内容について公表する」とは、広域系統整備委員会を取り扱うことを指すと認識しているため。</p>	<p>日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。</p> <p>有資格事業者は、実施案の提出期限までに、実施案の提出が困難である事由並びに当該有資格事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式3（実施案の提出に係る辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができます。</p> <p>本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会にて、様式3に記載した内容等についての説明を求めることができます。</p> <p>本機関への実施案の提出が困難となった場合には、その事由等について、業務規程第58条も参考に、有資格事業者としてどのように評価し、辞退という判断に至ったのかを具体的にご記載ください。</p>
31	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		<p>【意見】 実施案提出の辞退の申し出に対して、広域系統整備委員会における議論は不要とすべき。</p> <p>【理由】 辞退の申し出に対して、広域系統整備委員会において議論するという事は、辞退が認められない可能性があるかと懸念されるため。</p>	
32	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		<p>【質問】 「(実施案の提出を辞退する場合には) 本機関と協議」と記載があるが、あくまでも協議であり、広域機関は辞退の認可権限を有するものではない認識で相違ないか。</p>	
33	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の		<p>【意見】 辞退の申し出内容について、辞退事由のみとし、「実施案及び事業実施主体の評価に与える影響」は不要</p>	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
		取扱い		とすべき。 【理由】 辞退に伴う実施案及び事業実施主体の評価に与える影響は、協議を踏まえて貴機関にて評価すべきであり、有資格事業者が申し出る必要はないと考える。	
34	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要綱（平成 27 年 12 月 16 日公表）の時には記載されていた「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず」との記載が削除されており、広域機関の免責事項だけが記載されている。仮にこれによって事業実施主体の責任範囲を拡大する趣旨なのであるとすると、事業実施主体側が応募意思表示をすることについて躊躇することになることから、少なくとも先行案件と同様の記載とすべきではないか。 また、本プロジェクトにおいては複数事業者による検討体の組成・プロジェクトの実行、プロジェクトファイナンスの適用が念頭に置かれていることからすれば、各事業者において応募意思表示並びに検討体への参加を躊躇させないよう、関係事業者間において撤退に関する損害は事業者間、及び御機関との間で相互に免責とすることを規定すべきではないか。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成 27 年 12 月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものととなります。 今回は、関係する事業者間での民民の契約を想定しております。 また、関係する事業者での撤退等に係る損害等の取り決めについては、当事者間で行われるものと認識しております。
35	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要綱（平成 27 年 12 月 16 日公表）の時には記載されていた「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず」との記載が削除されており、広域機関の免責事項だけが記載されている。仮にこれに	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				<p>よって事業実施主体の責任範囲を拡大する趣旨なのであるとすると、事業実施主体側が応募意思表示をすることについて躊躇することになることから、少なくとも先行案件と同様の記載とすべきではないか。</p> <p>また、本プロジェクトにおいては複数事業者による検討体の組成・プロジェクトの実行、プロジェクトファイナンスの適用が念頭に置かれていることからすれば、各事業者において応募意思表示並びに検討体への参加を躊躇させないよう、関係事業者間において撤退に関する損害は事業者間、及び御機関との間で相互に免責とすることを規定すべきではないか。</p>	
36	XI. 広域系統整備計画の変更	—		<p>【要望】 広域系統整備計画の変更により、費用負担者に追加負担（損害も含む）が生じた場合に、事業実施主体が賠償する責任を負わないことを公募要綱上に明記いただきたい。 （理由） 本事業を実現するためには、広域系統整備計画変更時の費用負担が明確化されている必要があるため。</p>	
37	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(2) 本機関との協議	<p>本プロジェクトにおいては、実施案を検討した結果、別紙の要件を満たさない（例えば工期が11年以上となった場合など）可能性が相当高いものと認識している。その場合、実施案の提出時期等の協議と同様に、御機関と協議できるということによいか。また、この場合、必要に応じて別紙の要件の内容を変更するとの認識によいか。</p>	<p>実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。</p> <p>例えば工期について、基本要件では「6～10年程度」としつつも、「再エネ電源の立地状況等を踏まえて6～10年程度での整備を目指す。なお、ケーブル等の製造・設置工程や長距離の海底送電線工事に向けた事前調整等により相当程度工期が変動する可能性があるが、早期の整備に向けて、</p>
38	XIV. その他	—		<p>【修正意見】 別紙「実施案の要件」－2. 広域系統整備が必要となる時期 （修正案）</p>	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				<p>広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は6～10年程度とする。 (理由) 工期6～10年程度での整備を実現できる根拠を持ち合わせておらず、この要件があると応募意思の表明や実施案の提出が困難になる可能性があるため。</p>	<p>対応を進めていく。」としております。これを踏まえて検討された対策工事を記載したものを提出ください。</p> <p>なお、実施案及び事業実施主体の決定に当たっては、その工程が合理的かや増強の完了時期等も踏まえ、総合的に評価することとなります。</p>
39	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1. 実施案の要件との適合性		<p>【修正意見】 (修正案) 2. 広域系統整備が必要となる時期 広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は6～10年程度とする。 <u>を目標工期とし、実施案の必要条件としない。</u></p> <p>【理由】 ②所要工期について、『実施案の要件2. 広域系統整備が必要となる時期』に記載されている「工期は6～10年程度とする」との適合性が求められているが、基本要件の概略所要工期にも注釈されており、ケーブル等の製造・設置工程や長距離の海底送電線工事に向けた事前調整等により実施案の要件に記載の工期を大幅に上回る可能性が想定されていることから、『実施案の要件』への充足可否の見通しを理由に、応募意思表明の断念、応募意思表明後の脱退、または実施案提出の辞退が想定されるため。なお、記載を変更されない場合、貴機関が実施案の要件2の時期への適合性の判断基準が、事業者による応募意思表明等の判断に大きく影響を与える可能性があるため、どこまでの工期変動であれば適合するという判断となるのか明示いただきたい。</p>	<p>また、有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができます。必要に応じて活用もご検討ください。</p>

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
40	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1. 実施案の要件との適合性		【質問】 「②所要工期 実施案の要件 2. 広域系統整備が必要となる時期に適合すること」と記載があるが、これは西暦何年を指しているのか。	
41	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		【要望】 本節を『VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等』に入れ込むのではなく、別章（例えばVIIとVIIIの間）で独立させていただきたい。 (理由) 『IV. 応募意思の確認』－『2. 応募意思の確認』において「本募集において実施案の応募を希望する事業者は～」と記載があることから、応募意思表明をした事業者は、実施案の応募を希望しているものの事業実施主体になることを希望しているとは言えない。それにも関わらず、第VIII章では、実施案と事業実施主体を一体的に評価することが前提となっているのは違和感があることから、少なくとも「事業実施主体としての意思確認」は、第VIII章の前に独立して記載すべきと考える。	いただいたご意見も参考に修正します。
42	II. 公募の目的	—		公募の目的では業務規程第 56 条の 3 に基づく実施案および事業実施主体の募集とあるが、IV. 2. 応募意思の確認では「実施案の応募」と限定されている。これはVIII. 4. 事業実施主体としての意思確認のステップが新たに設けられたにより、意思確認の段階で事業実施主体となることについて辞退が可能であるため、言い換えれば今回の応募意思表明は、あくまで業務規程第 56 条の 3 が定める一部である、「実施案の提出」に係る意思の表明に限定されることを公募要綱案で示されたという理解で正しいか。 ※応募意思表明に係る事業者の意思決定を可能とするための観点で質問させていただくもの。	本機関は、業務規程に基づき計画策定プロセスを実施します。 公募要綱に記載のとおり、本募集においては、実施案の応募を希望する事業者が、応募意思表明書を本機関に提出いただくこととなります。 その上で、本募集において、本機関は事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行います。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
43	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	2. 実施案及 び事業実 施主体の評 価方法		<p>【修正意見】 (修正案)</p> <p>2. 実施案及び事業実施主体の評価方法 本機関は次に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。</p> <p>4. 事業実施主体の決定としての意思確認 本機関は、<u>実施案を提出した有資格事業者（実施案を提出した SPC を含む。）から事業実施主体を選定する。</u>また、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者（実施案を提出した SPC を含む。）に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行う。</p> <p>(理由) 事業実施主体として参画するための段階的な事業者判断の機会を設けるため事業実施主体の意思確認のプロセスが追加されたことから、実施案の提出と事業者実施主体となることが直接紐づくものではないことを明確化するため。</p>	
44	IV. 応募意思 の確認	2. 応募意思 の確認		<p>【修正意見】 (修正案)</p> <p>本募集において実施案の応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出すること。<u>なお、事業実施主体は後述の事業実施主体としての意思確認を経て決定するものである。</u></p> <p>(理由) 応募意思表示は「実施案の応募を希望する事業者」を募るものであり、また事業実施主体の決定前に意思確認のプロセスがあることから、応募意思表示が事業実施主体となることを義務付けるわけではない旨を明確化すべきと考える。</p>	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
45	VI. 実施案の提出	3. 実施案の提出	(7) 留意事項	<p>【追記意見】 (追記案) ・<u>なお、実施案を提出したことにより事業実施主体となる義務を負うものではない。</u></p> <p>(理由) 事業実施主体として参画するための段階的な事業者判断の機会を設けるため事業実施主体の意思確認のプロセスが追加されたことから、実施案の提出と事業者実施主体となることが直接紐づくものではないことを明確化するため。</p>	
46	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		<p>「なお、実施案を提出した有資格事業者は、本機関からの意思確認に係る通知を受けた日から 10 営業日以内に回答すること」と記載があるが、実施案提出時期の協議を実施したとしても、実施案提出以降もなお、事業実現性に係る要素となるファイナンス面、事業継続性に係る財務的健全性等が整わないことも想定され、その際は、公募要綱案の通り、広域機関との協議等は不要で辞退（事業実施主体にならないことの意味）ができ、事業実施主体となることが認められる必要があることから、その旨を公募要綱上分かりやすく明記していただきたい。</p>	<p>本機関は、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行います。その際に、事業実施主体となることへの可否について様式 4（回答書）によりご回答ください。</p> <p>また、事業実施主体となることに不同意の場合には、その理由等も回答いただきます。</p> <p>本機関では、回答書の内容について公表するとともに、本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式 4 に記載した内容等についての説明を求めることができました。詳細は、公募要綱をご確認ください。</p>
47	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		<p>【質問】 「なお、実施案を提出した有資格事業者は、本機関からの意思確認に係る通知を受けた日から 10 営業日以内に回答すること」と記載があるが、これは事業実施主体とならない場合であっても、広域機関との協議は不要であり、(事業実施主体になる意思が無い旨の) 回答が広域機関に到達した時点で、事業実施主体とならないことが成立するという理解で相違ないか。</p>	<p>なお、これまでの計画策定プロセスでは、実施案及び事業実施主体の決定後に、費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に対して通知しています。</p>

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
48	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		意思確認のタイミングは、実施案を広域系統整備計画で審議の後、費用負担同意の通知の前という認識でよいか。 その場合、意思確認断面において事業者が事業実施主体となることを断念した場合、広域系統整備計画が宙に浮くことになるが、事業者は事業実施について何ら義務を負わないと理解して良いか。	
49	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		【確認】 事業実施主体としての意思確認において、実施案を提出した有資格事業者が事業実施主体とならない回答をした場合、当該有資格事業者は本公募から辞退した扱いとなることで良いか。 また、実施案提出が1有資格事業者のみの状況下で、事業実施主体としての意思確認において、当該有資格事業者が事業実施主体とならない回答をした場合、改めて事業実施主体の公募を行うと理解してよいか。	
50	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		下記の趣旨で書かれたものと理解しているが、明確化のため修正案を提案する。 修正案「広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行い、 事業実施主体になる意思を示した者の中から事業実施主体を決定する 」	
51	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		【確認】 実施案の提出から、実施主体としての意思確認までの期間はどの程度となるのか。これが短い場合には、事業実施主体の意思確認のプロセスは設けられているものの、実施案提出以降の辞退は実質的に不可能	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				と考えられるため、事業実施主体となる意思が整うまで、実施案提出を延長または辞退せざるを得ないと考える。	
52	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		事業実施主体としての意思確認時期について確認したい。 事業実施主体になるという意思表示は事業者としての投資判断が必要となるため、ファイナンスが伴っている必要がある。 したがって、技術検討に加え、ファイナンスの見通しが立ったタイミングで実施案を提出し、意思確認、広域系統整備計画の策定という時間軸になるという理解で良いか。	
53	III. スケジュール	—		【確認】 実施案の提出期限から、広域系統整備計画の決定までのスケジュールについて、本件の工事規模および事業実施主体の意思確認が追加されたことを踏まえ、貴機関として3ヶ月間程度で対応可能と考えていることで良いか。	
54	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	4. 事業実施主体としての意思確認		御機関は、実施案を提出した有資格事業者に対して、事業実施主体となることの意味確認に係る通知をし、その後、10営業日以内に回答することとあるが、事業実施主体を受諾または辞退する機関決定には各ステークホルダーやパートナー含めて承認を経る数カ月の期間を要すと思われるため、相応の期間に修正いただきたい。	いただいたご意見も踏まえ、回答期限の設定方法を変更します。
55	XIV. その他	—		仮に、実施案提出者が現れないなどの理由で募集を取り止めた場合、業務規程第56条の3第3項に基づいて実施案提出者を指名することも考えられるが、この場合には、当該指名を受けた者は実施案の提出義務を負うのみであって、事業実施主体となる	送配電等業務指針第43条第2項の規定に基づき、本機関から実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならないとされています。

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				義務を負わないと理解しているが、この理解で正しいか。	
56	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(2) 各対策工事件名の概要	<p>【意見】 「供給信頼度向上受益」については、貴機関にて算出することとし、実施案の記載事項より削除すべき。</p> <p>【理由】 「供給信頼度向上受益」はB/C評価において貴機関にて算定している認識であり、算定に必要な諸元についても貴機関にて保有している認識のため。</p>	<p>実施案を提出した有資格事業者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却又は増強並びに設備の設置について、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（資源エネルギー庁）」に基づき、「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」を算出して記載ください。</p> <p>「供給信頼度向上受益」については、負荷遮断や電源遮断の緩和・解消量（kW）を算出してください。</p> <p>詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。</p>
57	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(4) 経済性	<p>【意見】 「送電損失電力量・送電損失額」については、広域機関にて算出することとし、実施案の記載事項より削除すべき。</p> <p>【理由】 「送電損失電力量・送電損失額」の評価は、当該系統整備は規模が大きく、その前後で潮流の様相が大きく変化することから、広域機関にて全国の広域連系系統を模擬したシミュレーションが必要であり、有資格事業者での実施は困難なため。</p>	<p>詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。</p>
58	VIII. 実施案及び事業実施	2. 実施案及び事業実施主体の評価	(5) 事業実現性	<p>【意見】 「事業実現性」の評価事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られ</p>	<p>実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。</p>

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
	施主体の評価方法等	方法		<p>ていること」を明記してはどうか。</p> <p>また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。</p> <p>また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。</p>	<p>事業実現性とは、例えば、流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等が想定されます。</p> <p>上記以外で、実施案の評価に資する事項が想定される場合には、提出する実施案において、その他として「本機関による実施案の評価に資する事項」を記載し、それを証する書類を添付ください。</p> <p>なお、広域系統整備計画の記載事項は法令で定められており、資金調達については記載事項に含まれておりません。</p>
59	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(7) 事業実現性	<p>【意見】</p> <p>「事業実現性」の記載事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。</p> <p>また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。</p> <p>また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。</p>	
60	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(7) 事業実現性	<p>【修正意見】</p> <p>(修正案)</p> <p>実施案の事業実現性を評価するために、有資格事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む。）の経験、用地取得に係る見通し（リスクとなる事項</p>	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				<p>及びその場合の影響を含む。)、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付すること。<u>また、初期投資費用の調達について、自己資本と借入金等の金額ならびにそのような調達方法とした根拠、特に、金融機関からの借入を計画している場合は、当該金融機関の融資確約書を融資の前提条件等も含めて添付・提出すること。</u></p> <p>(理由) 広域系統整備計画の策定前に「事業実施主体になる意思確認」を求めるのであれば、ファイナンスの裏付けのある実施案が前提となるが、仮にそうでない場合、応募意思を表明する判断すら難しくなるおそれがある。このため、実施案にはファイナンスの裏付けが必要であることを明らかにしていただきたい。一例として、上記修正案のように、資金調達計画の提出を求めることが考えられるか。</p>	
61	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2. 実施案及び事業実施主体の評価方法	(6) 事業継続性	<p>【意見】 「事業継続性」の評価事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。</p> <p>【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。</p>	<p>実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。</p> <p>事業継続性とは、例えば、財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等が想定されます。</p> <p>このうち、財務的健全性については、電気事業法での許可要件も踏まえた送電事業許可の取得状況を勘案して判断します。</p> <p>上記以外で、実施案の評価に資する事項が想定される場合には、提出する実施案において、その他</p>

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
62	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(8) 事業継続性	<p>【意見】 「事業継続性」の記載事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。</p> <p>【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。</p>	<p>として「本機関による実施案の評価に資する事項」を記載し、それを証する書類を添付ください。</p> <p>なお、広域系統整備計画の記載事項は法令で定められており、資金調達については記載事項に含まれておりません。</p>
63	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(8) 事業継続性	<p>SPC を前提とした場合、流通設備の維持・運用経験などを持たず、十分な出資者および融資がいないと財務健全性も無いと考えられるが、評価に与える影響について見解を頂きたい。</p>	
64	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(8) 事業継続性	<p>SPC を組成し、プロジェクトファイナンスによる資金調達を想定している場合、「有資格者の財務的健全性」や「適切に事業を継続できること」を示すためには、少なくともプロジェクトファイナンスの組成の見通しが立っていることが必要と考えるが、その理解で良いか。</p>	
65	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(8) 事業継続性	<p>【質問】 「事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付すること。」とあるが、SPC を組成しプロジェクトファイナンスによる資金調達を前提とする場合、「それを証</p>	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				する書類」とは、SPC の事業収支計画を説明する資料が必要と理解できるが相違ないか。	
66	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	2. 実施案及 び事業実 施主体の評 価方法	(6) 事業 継続性	【要望】 プロジェクトファイナンスに関する評価基準を明確 にしていきたい。 (理由) 公募の性質上、評価基準は明瞭である必要があるた め。	
67	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(12) そ の他実施案 の評価に資 する事項	【修正意見】 (修正案) その他本機関による 実施案の評価に資する事項(実 施案の提出にあたり、事業実施に必要な条件を付与 する場合を含む)を記載し、それを証する書類を添付 すること。 (理由) プロジェクトファイナンスとなることも想定される 本事業を実現するためには、実施案提出の時点では 条件を付与することも考えられるため。	
68	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		5/29 大量導入小委資料3 P.24 にて「送電事業のラ イセンスを取得した SPC (特別目的会社) を組成し、 プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクト ファイナンスにより資金調達することを軸に検討が 行われている」と記載されている。 プロジェクトファイナンスとして成立されるため には、収入の予見性が必要であるため、事業実施主 体の責とならない事由のコスト増に係る費用回収の扱 いや、事業報酬率の幅や算定メカニズムなどを、予 め委員会等で議論を尽くして関係者の合意を得られ た方針を示すようご対応をお願いしたい。	本機関の貸付を含む資金調達に関する公的支援 など、ファイナンスに関する検討は国で実施され ているものと認識しております。その検討状況に ついては、先行的な情報提供にて資源エネルギー 庁より提供されます。 また、資源エネルギー庁では、託送料金制度を含 むファイナンスに関して、新たな情報がある場合 には、追加して提供を行う予定とされています。 託送料金制度等の費用負担の関係については、資 源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
69	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		本プロジェクトを成立させるため、GX 機構・広域機 関等の金融的政策支援の具体的内容（出資、債務保 証、貸付等の規模や諸条件および増額時の扱い等） について引き続き委員会などで議論いただき、実施 案の提出に向けて詳細が決定したものを公表してい ただきたい。	において判断されるものですので、本機関が公表 する公募要綱へ記載すべきものではないと考え ます。
70	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		【要望】 事業実施主体が建設期間中に工事費増嵩の可能性を 把握した場合に、どのような手続きにより託送料金 審査に至るのかを、一連の手続きに要する標準的な 期間と共に、公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) ①別件で現在進行中の広域系統整備計画では、建設 期間中の工事費増嵩は「広域系統整備計画の変更に 該当しない」旨の運用がされている。②建設期間中、 どういった場合にコスト小委による検証を受けるの かルール化されておらず、広域機関事務局の運用に 任されている。③託送料金審査は一般送配電事業者 が申請するものであり、SPC が直接申請できない。 以上①～③により、SPC が建設期間中に工事費増嵩 の可能性を把握した際の具体的手続きや標準的な手 続き期間が不透明であり、応募意思を表明する際の 意思判断が困難となる要因になり得るため。	
71	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		5/29 大量導入小委資料 3 P.24 にて「送電事業のラ イセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、 プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクト ファイナンスにより資金調達することを軸に検討が 行われている」と記載されている。 本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケー ブルの敷設を含む大規模かつ巨額なプロジェクトで あることから、リスクについて洗い出しを行い、公 的機関と事業実施主体とのリスク分担について明確	プロジェクトファイナンスを前提とした事業リ スクなど、ファイナンスに関する検討は国で実施 されているものと認識しております。その検討状 況については、先行的な情報提供にて資源エネル ギー庁より提供されます。

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				化を行ったうえで当該リスク分担について実施案の提出に向けて公表されないと、出資者はリスクをステークホルダーに説明できず、理解が得られないのではないか。	
72	XIV. その他	—		<p>【要望】 官民のリスク分担や事業リターン設定の考え方を、国が実施案提出期限に間に合うように整理する旨を、公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) 官民のリスク分担や事業リターン設定の考え方は現時点において不透明であり、実施案提出するまでには整理されている必要があるため。</p>	
73	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		<p>本プロジェクトは非常に大規模なものであり、技術面・ファイナンス面ともに現時点では実現性が確認されたものではなく、今後の調査・検討次第ではプロジェクトを中止せざるを得ないこともあり得る。広域系統整備計画策定後にそのような事態になった場合、現行の業務規程では広域系統整備計画の中止や取り消しといった手続きは存在しないと認識しているが、どのような取扱いとなるのか教えていただきたい。また、その場合の手続きについて明確化していただきたい。</p>	<p>広域系統整備計画の策定後、実施段階において、当該広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由が発生した場合には、事業実施主体から本機関に申し出ていただくこととなります。</p> <p>その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき、対応することとなります。その際、電気事業法に基づき、あらかじめ、経済産業大臣に届け出る等の手続きを行います。</p>
74	XI. 広域系統整備計画の変更	—		<p>【意見】 整備計画の変更に係る事業者からの申し出に対し、貴機関が整備計画を変更する場合の基準や判断のポイントを明確化すべき。 また、整備計画の変更に係る事業者の申し出に対して、貴機関との協議や広域系統整備員会での議論を踏まえて速やかに整備計画を変更できる仕組みとすべき。 【理由】</p>	<p>広域系統整備計画は電気事業法に基づく計画であるため、いただいたご意見については、国にもお伝えします。</p>

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				本件がプロファイを前提とした事業であり、整備計画策定後もファイナンスコミットまで、先行利用者等との各種協議により工事費・工期が変動する可能性が高く、計画の変更に対して速やかに最終投資決定できるようにする必要があると考える。	
75	XI. 広域系統整備計画の変更	—		<p>【要望】</p> <p>「広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由」を具体的に公募要綱上に明記いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>別件で現在進行中の広域系統整備計画では、建設期間中の工事費増嵩は「広域系統整備計画の変更に該当しない」旨の運用がされているなど、「広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由」が不明確なため。</p>	
76	XI. 広域系統整備計画の変更	—		<p>【確認】</p> <p>費用変動に伴い整備計画を変更する場合、都度、貴機関にて費用便益評価を踏まえ、事業継続の妥当性を確認するという認識で良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>本件は前例のない巨額プロジェクトであり、整備計画策定後の費用変動が、費用便益評価および当該評価を踏まえた事業実施の判断に大きく影響する可能性があることから、整備計画変更の都度、事業継続の妥当性を確認する必要があると考える。</p>	
77	XIV. その他	—		広域系統整備計画策定後に、計画遂行が困難となった場合は、広域系統整備計画が宙に浮くことになるが、その場合の扱いをどのように考えればよいか、公募要綱に記載いただくか、審議会等で公表していただきたい	

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				また、SPC を組成し実施案を提出したが、事業者として計画（プロジェクト）の継続が困難と判断した場合には、事業実施主体たる SPC を解散させることも想定される。この際は、事業実施主体が消滅することになるが、SPC 出資者は事業実施主体ではないので、何らの責を負わないという理解で良いか。	
78	XI. 広域系統整備計画の変更	—		本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む大規模かつ未経験のプロジェクトであり、途中で事業遂行が困難になることも推定される。 その際、広域系統整備計画の中止や事業実施主体の撤退などを可能としていただきたい。	
79	XI. 広域系統整備計画の変更	—		【意見】 整備計画策定後もファイナンスコミットの直前（＝最終投資決定）まで辞退可能とすべき。 【理由】 整備計画策定後もファイナンスコミット直前まで費用変動や料金査定などが想定され、事業実現性や事業継続性が見通しが変わり得ることから、ファイナンスコミットの直前まで辞退できる仕組みが必要と考える。	
80	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		【意見】 実施案提出前に実施する調査工事等の費用については、辞退した場合の取扱い含めて費用回収の在り方について明記すべき。 【理由】 9/10 広域系統整備委員会において、広域機関より「実施案提出前に実施した調査工事等に係る費用は最終的に整備計画に反映して原価に反映される」旨の発言がなされたことから、辞退した場合の取扱い含めて費用回収の在り方を明記すべきと考える。	一般的に、事業者による調査費用は、設備の竣工時に、簿価へ計上されるものと認識しております。 託送料金制度等の費用負担の関係については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において判断されるものですので、本機関が公表する公募要綱へ記載すべきものではないと考えます。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
81	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		本プロジェクトは約 800km の海底ケーブル区間を含む大規模なものであるため、実施案作成のために実現性を確認する過程で追加調査や外部専門家への委託検討等が必要となることもあり得る。追加調査等を実施して検討を進めた結果、技術面あるいはファイナンス面の課題が解決できず、実施案の提出を辞退したり事業実施主体になることを断念せざるを得ないこともあり得る。その場合の調査等費用については事業者が回収できる仕組みが必要と考えるが、この取扱いについて教えていただきたい。	なお、調査工事等の費用（実施案の提出を辞退した場合を含む。）の扱いについては、国と協議ください。
82	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—	<p>【追記意見】 (追記案)</p> <p><u>広域系統整備計画策定以降、実施案提出時の前提条件が変化したことにより事業実現性が低下した場合や、社会情勢等により事業の継続性が悪化した場合には、事業実施主体となった有資格事業者は本事業から撤退できる。なお、この場合、有資格事業者が撤退までに要した一切の費用は国により補償されるものとする。</u></p> <p>(理由)</p> <p>実施案の提出に際しては、事業の実現性および継続性が前提条件となることから、事業の実現性が低下または継続性が悪化した場合には辞退せざるを得ないと考えられるため。</p>		
83	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(7) 事業 実現性	本プロジェクトは約 800km の海底ケーブル区間を含む非常に大規模なものであるため、行政や土地・海域の先行利用者など、関係者との協議が膨大であり、その見通しが事業実現性にも大きく影響するものと想定される。 これらの協議にあたっては、円滑な当該業務遂行に	北海道本州間連系設備（日本海ルート）の実現に向けて、本機関及び国が連携して必要な検討・支援等を行ってまいります。

通し番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				係る仕組みの構築を含めて国の最大限の関与をお願いしたい。	
84	XIV. その他	—		<p>【要望】 必要となる制度設計や関係者との調整について、国や広域機関が鋭意取り組む旨を、公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) 本事業は大規模かつ巨額なプロジェクトであるが故に、民間の事業実施主体の努力だけでは成立させることは困難であるため。</p>	
85	IV. 応募意思の確認	1. 応募資格者		一般送配電事業者、送電事業者以外が応募意思表明をする場合の扱いについて確認させてほしい。実施案に向けた検討では、一般送配電事業者の非公開情報を扱うことも想定されるが、非公開情報を厳正・適格に扱う必要があり、「適正な電力取引についての指針(適取 GL)」にある公平な取扱いの観点や、行為規制の観点で問題とならないか見解をお願いしたい。	電気事業法における送電事業及び発電事業に関する制度も踏まえた対応・審査を行います。
86	VI. 実施案の提出	1. 実施案の検討に係る体制の構築		有資格事業者以外の事業者が検討体に参画する場合の扱いについて確認させてほしい。実施案に向けてた検討では、一般送配電事業者の非公開情報を扱うことも想定されるが、非公開情報を厳正・適格に扱う必要があり、「適正な電力取引についての指針(適取 GL)」にある公平な取扱いの観点や、行為規制の観点で問題とならないか見解をお願いしたい。	
87	X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用	—		<p>【修正意見】 (修正案) X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用 (理由)</p>	修正します。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				他表現との整合性を踏まえ、「他社」ではなく「他者」と考えられるため。	
88	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		本要綱に定めのが無く、業務規程等にも定めがない事項については事業者側の考える設定となるか。 (プロジェクトファイナンスで必須となるキャッシュフローモデルを作成するための事業期間、償却期間、撤去後の扱い、予備費の計上 等)	有資格事業者が実施案を作成するに当たり、本公募要綱に特段の定めがない事項は、事業者にて検討の上、実施案を作成・提出ください。 本機関では、提出された実施案について、業務規程第 58 条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて、実施案及び事業実施主体を決定することとなります。その際、必要に応じて、事業実施主体に内容を確認する場合があります。
89	XIV. その他	—		本プロジェクトはプロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されるという点でこれまでの広域系統整備計画とは大きく違うため、骨子案と同様に、レンダーやスポンサーになることを検討している広域機関会員以外の関係者から意見を聞く機会も設けた方が良いのではないか。	本意見募集は業務規程に基づき対応しております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
90	XIV. その他	—		【要望】 骨子案と同様に、広域機関会員以外の本事業の関係者から意見を募集する機会を設けた方が良いのではないか。 (理由) SPC を組成しプロジェクトファイナンスによる資金調達を成立させるためには、金融機関をはじめとする本事業の関係者からの意見も公募要綱に反映する必要があると考えるため。	